

ひょうご新商品調達認定制度

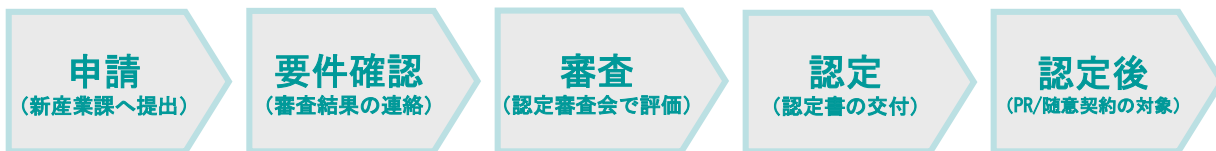
兵庫県では、県内中小企業者が生産・提供する新規性、独創性のある商品・役務を、「ひょうご新商品」として認定し、商品・役務に信用力を付与することにより、販路開拓を支援しています。このたび、令和3年度の募集を開始します。前回に引き続き、特にポストコロナ社会に対応した新商品のご応募をお待ちしています。



募集期間

令和3年11月8日(月)～令和3年12月17日(金)

認定の流れ



募集の概要

申請者の要件	県内に事業所を有し、新商品の生産又は新役務の提供を行う中小企業者
新商品・新役務の要件	<ul style="list-style-type: none">・県の機関で購入可能かつ用途が見込まれるもの (※食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品並び製造の請負は除きます。)・販売開始後概ね5年以内であること・新規性、先進性、独自性が認められるもの・品質、安全性の基準を満たしていること 等
認定期間	認定後3年間

お問い合わせ先

兵庫県 産業労働部 新産業課

〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1 (1号館6階)
TEL: 078-341-7711(代表)内線3665 FAX: 078-362-4273
e-mail: shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp

ひょうご新商品

検索

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/shinshohin/index.html>
申請様式や制度の詳細についてはホームページをご覧ください。